

業務仕様書

1 業務名

こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入の検討調査業務

2 業務目的

いなべ市では、平成27年1月報告「第2次いなべ市総合計画策定のためのまちづくり市民満足度調査報告書」や令和7年3月策定「第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」アンケート調査で、未就学児、小学校の保護者の「親子が気軽に集え、安心できる場所」「天候にかかわらず気兼ねなく過ごせる場所」「地域とのつながりを感じることができる場所」に関する要望が非常に多いことが分かっている。

これらの要望の背景には、近年全国的に課題となっている子育て、こどもを取り巻く環境の変化や、子育て支援のニーズの多様化に加え、夏の酷暑、冬の積雪、獣害、児童・生徒・若者向けの自習・集いのスペース不足といった当市特有の課題がある。

課題に対し、第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画にもとづく事業推進のほか、木育・自然体験の実証実験を行い、ソフト事業の検討、地域のステークホルダーの把握と育成、ターゲットを絞ったニーズ調査を行った。

これらの事業実施等を経て、ソフト事業のみでは対応できない課題への対応については、庁内の「こども・子育て拠点施設検討委員会」において、公共施設等総合管理計画の方向性も考慮し協議した。その結果、成長過程にある世代とその保護者を対象とする複合的な拠点整備を決定し、「いなべ市 こども・子育て拠点施設基本構想」を令和7年10月に策定した。

本業務では、既往の検討・協議成果を踏まえて、官民連携によるこども・子育て拠点施設の整備及び運営に向けた事業内容やその可能性を検討し、活用に向けた基本計画としてとりまとめることを目的とする。

3 業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、基本計画に記載する内容及び構成は、契約後、委託者と受託者で協議のうえ変更することがある。

(1) 基礎情報の整理

既往資料から、施設の在り方の検討や活用可能な補助金・資金調達手法を確認する上で必要な基礎情報、各種条件を整理する。整理する情報は、施設予定地の立地環境、敷地条件、アクセス状況、法的な制限、上位計画における位置づけ、こども・子育てに関する施策の動向（国・県・市）、アンケート等による地域ニーズ等とする。

(2) 基本計画の策定

(1)の作業成果を踏まえ、「いなべ市 こども・子育て拠点施設基本構想」に基づき、以下の検討を行

う。ただし、必要に応じ「こども・子育て拠点施設検討委員会」に項目の一部の検討を要請することができ

基本方針の検討	施設の目的、理念、目指す姿を明確化し、事業実施の方針を整理する
施設整備の検討	カーボンニュートラルやユニバーサルデザインなど社会的な要請に対応するサステナビリティの考え方を含む施設整備の方向性を定め、施設の規模検討、施設の導入機能検討、諸室の整理、ゾーニング、サービス内容の具体化等を行う。
維持管理・運営の検討	管理運営主体、管理運営内容、評価指標、事業に関与する重要なステークホルダー（市民、市内事業者、市民団体）等を整理・検討する。
事業費・収支計画の検討	施設整備費、運営費用、維持管理費用、収入見込等の分析を行う。なお、施設整備費については令和8年1月中旬までに概算を検討する。

（3）PPP/PFI手法の簡易検討の実施

（2）の検討成果を踏まえ、PPP/PFIによる整備・運営の可能性を調査する。

・官民連携により各々のノウハウが最大限発揮される事業スキームの検討

・VFMの算出と評価

（4）事業スケジュールの検討

（1）～（3）の検討成果を踏まえ、事業実施に向けて想定される事業スケジュールを整理する。

（5）報告書取りまとめ

（1）～（4）の検討成果について報告書として取りまとめる。

（6）その他追加提案

事業予定地周辺の公共施設（大安スポーツ公園野球場ほか）の在り方、整備予定地を含む周辺エリアの活用についての提案など。

4 事業予定地の概要

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| （1）所在地 | 旧大安庁舎周辺（いなべ市大安町大井田2705番地周辺） |
| （2）敷地面積 | 未定 |
| （3）整備延床面積 | 未定 |
| （4）旧大安庁舎の取り扱い | 解体 |

- (3) 業務費内訳書
- (4) 業務計画書
- (5) その他業務のために本市が必要とする資料

8 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打ち合わせを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成し本市に提出する。

9 委託料の請求

契約の履行を確認するために必要な検査に合格した後、委託料の支払いを請求できる。

10 その他

- ・業務の成果品は、すべていなべ市に帰属し、受託者はいなべ市の許可なく成果品及び業務に使用した資料、情報等を第三者に公表、貸与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。